

ベトナム法令

中古の機械，設備，生産ラインの輸入について規定する首相決定 (番号 18/2019/QĐ-TTg)

目次

| | |
|---|----|
| 第一章 総則 | 2 |
| 第1条 調整範囲 | 2 |
| 第2条 適用対象 | 3 |
| 第3条 用語の解釈 | 3 |
| 第4条 中古の機械，設備，生産ラインの輸入管理の原則 | 4 |
| 第二章 中古の機械，設備，生産ライン輸入の指標 | 4 |
| 第5条 中古の生産ライン輸入の指標 | 4 |
| 第6条 中古の機械，設備輸入の指標 | 5 |
| 第三章 中古の機械，設備，生産ライン輸入の書類，手順，手続 | 5 |
| 第7条 中古の生産ライン輸入の書類，手順，手続 | 5 |
| 第8条 中古の機械，設備輸入の書類，手順，手続 | 6 |
| 第9条 他の場合における中古の機械，設備の輸入 | 7 |
| 第四章 中古の機械，設備，生産ラインの鑑定活動 | 8 |
| 第10条 中古の機械，設備，生産ラインの鑑定証書 | 8 |
| 第11条 中古の機械，設備，生産ラインの鑑定組織指定の書類，手順， 手続 | 10 |
| 第五章 実施組織 | 11 |
| 第12条 科学技術省の責任 | 11 |
| 第13条 各省，省同格機関の責任 | 11 |
| 第14条 中古の機械，設備，生産ラインを輸入する企業の責任 | 11 |
| 第15条 指定，承認された鑑定組織の責任 | 12 |
| 第16条 転換条項 | 12 |
| 第17条 施行条項 | 13 |
| 付属書類I | 14 |
| 付属書類II | 19 |

本稿は 2020 年 4 月 15 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：18/2019/QĐ-TTg

ハノイ 2019 年 4 月 19 日

中古の機械，設備，生産ラインの輸入について規定する首相決定¹

2015 年 6 月 19 日の政府組織法に基づき；

2017 年 6 月 12 日の貿易管理法に基づき；

2018 年 5 月 15 日の貿易管理法の条項を詳細に規定する政府の議定 69/2018/NĐ-CP に基づき；

科学技術省大臣の提議に従って；

政府首相は中古の機械，設備，生産ラインの輸入について規定する決定を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

1. この決定は、ベトナムの輸出入リストの 84 類及び 85 類に属する商品コード（HS コード）を有し、ベトナムにおける生産活動に使用する目的で輸入され、政府、政府首相、各省、各省同格機関が 2018 年 5 月 15 日の貿易管理法の条項を詳細に規定する政府の議定 69/2018/NĐ-CP に従って詳細を公表する輸入禁止物品リストに属さない中古の機械，設備，生産ラインの輸入及び鑑定活動の指標，書類，手順，手続を規定する。
2. この決定は、以下の各場合における中古の機械，設備，生産ラインに対しては適用されない。
 - a) 物品を通過²；経過させる；
 - b) 国境移転³；

¹ 本稿は 2020 年 4 月 15 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

² 「通過」の原文は *Quá cảnh* である。いったんベトナム国内に入るが国外に出ていくものを意味すると思われる

³ 「国境移転」の原文は *chuyển khẩu* である。商法（36/2005/QH11）の 30 条は物品の国境移転を規定しており、それによれば国境移転とは「ベトナムへの輸入手続，ベトナムからの輸出手

- c) 再輸出のための一時的な輸入；
- d) 2018 年 5 月 15 日の貿易管理法の条項を詳細に規定する政府の議定 69/2018/ND-CP の 15 条及び 17 条が規定する以外の再輸出のための一時的な輸入の各型式（加工契約を実施する再輸出のための一時的な輸入；生産、工場のプロジェクトのための輸入を除く）；
- d) 外国商人に対する修繕、整備サービス契約の実施；
- e) 輸出加工区、非関税区にある企業間での売買；輸出加工区にある企業がベトナム国内で財産整理をする；
- g) 国外のパートナーから加工契約、賃貸購入契約が終了した後に移転を受ける；建設施行のための一時的な輸入又は外国商人のための加工契約実施のための賃貸の形式に従った一時的な輸入の期限が終了した後に目的を使用から国内での消費に変更する；
- h) 国内ではまだ生産できない技術の科学研究及び開発業務；分野、範囲を管理する各省庁の要請に従った安寧、国防の任務；
- i) 各省が、生産品、物品品質法の規定に従って発行する、安全でない可能性がある生産品、物品リスト（生産品、物品リストのグループ 2）に属する機械、設備；
- k) 各省、省同格機関が管理するための法規範文書がある専門範囲、分野に属する機械、設備。

第 2 条 適用対象

この決定を以下の対象に適用する：

1. 中古の機械、設備、生産ラインを輸入する組織、企業（以下、企業と総称する）。
2. この決定の規定に従った機械、設備、生産ラインの鑑定を行う鑑定組織。
3. この決定 1 条の規定に従った中古の機械、設備、生産ラインの輸入に関連する国家管理機関。

第 3 条 用語の解釈

この決定において、下記の各用語は以下のように解される：

1. 機械、設備とは、整備された構造物であり、相互に連結する部品、部品の集合物、部分を含み、設計された使用目的に従って運行、運動するものである。

続を行わずに、ある国、領土で物品を購入してベトナムの領土外の国、領土で販売することをいう」とされる。

2. 生産ラインとは、生産活動の同調を作り出し⁴、保証するために、工業技術の概略、工程に従って一定の一つの地点で連続して配置され、結合された各機械、設備、用具、手段のシステムである
3. 中古の機械、設備、生産ラインとは、出荷された後に、既に組み立てられ、運行されている機械、設備、生産ラインである。
4. 設備の経過年数⁵とは、中古の機械、設備、生産ラインの生産された年から輸入までに確定される時間（年単位で計算する）である。輸入の年は、物品がベトナムの検問所⁶に到着した年である

第4条 中古の機械、設備、生産ラインの輸入管理の原則

1. 中古の機械、設備、生産ラインの輸入は、物品輸入に関する法令の規定を順守しなければならない。
2. 以下の各場合、中古の機械、設備、生産ラインの輸入は許可されない：
 - a) 輸出国が、老朽化、低品質、環境汚染の惹起を理由に排除している；
 - b) 法令の規定に従った安全、省エネルギー、環境保護に関する要請に適合しない。
3. ベトナムに所在する企業の生産活動に対して直接役立つ中古の機械、設備、生産ラインについてのみ輸入を許可する。

第二章 中古の機械、設備、生産ライン輸入の指標

第5条 中古の生産ライン輸入の指標

中古の生産ラインは、以下の指標に適合する場合に輸入を許可される：

1. 以下の基準に従って生産されている：
 - a) 安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準（QCVN）の規定に適合する；
 - b) 輸入する生産ラインに関連する国家技術基準（QCVN）がない場合は、安全、省エネルギー及び環境保護に関するベトナムの国家規格（TCVN）又はG7の一つの国又は大韓民国の国家規格の技術指標に適合する基準に従って生産されていなければならない。
2. 残存している稼働能力（一定の時間内に生産ラインが製造できる生産品の数量に従って計算する）又は残存している稼働効率が、設計時の稼働能力、又は稼働効率と比較して85%以上である；

⁴ 「作り出し」の原文は *thiết kế*（直訳は、設計する）である。

⁵ 「経過年数」の原文は *tuổi* である

⁶ 「検問所」の原文は *cửa khẩu* である。

3. 原材料、エネルギーの消費量が設計時と比較して 15%を超えない⁷。
4. 生産ラインの技術が、2018 年 5 月 15 日の技術移転法の規定の詳細を規定し施行を案内する政府議定 76/2018/ ND-CP の移転禁止技術リスト、移転制限技術リストに属さない。
5. 生産ラインの技術が、経済協力開発機構（OECD）に属する各国の少なくとも 3 つの製造事業所で現に使用されていなければならない。

第 6 条 中古の機械、設備輸入の指標

中古の機械、設備は、以下の指標に適合する場合に輸入を許可される：

1. 設備の経過年数が 10 年を超えない：特定の範囲に属する機械、設備については、この決定に付して発行する付属書類 I に経過年数の詳細が規定される。
2. 以下の基準に従って生産されている：
 - a) 安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準（QCVN）の規定に適合する；
 - b) 輸入する機械、設備に関連する QCVN がない場合は、安全、省エネルギー及び環境保護に関するベトナムの国家規格（TCVN）又は G7 の一つの国又は大韓民国の国家規格の技術指標に適合する基準に従って生産されていなければならない。

第三章 中古の機械、設備、生産ライン輸入の書類、手順、手続

第 7 条 中古の生産ライン輸入の書類、手順、手続

1. 輸入に必要な書類は以下のとおりである：

税関法の規定に従った輸入書類に加えて、企業は以下の資料を補充しなければならない：

 - a) 企業の押印付きの企業登記証明書の写し。委託による輸入の場合は輸入委託文書がなくてはならない。
 - b) この決定 11 条が規定する条件に適合する指定鑑定組織の一つにより発給された鑑定証書。鑑定証書の内容はこの決定 10 条 1 項 a 号、b 号、c 号、d 号及び d 号の規定に従う。
2. 輸入に必要な手順、手続は以下のとおりである：
 - a) 企業は、この条 1 項が規定する輸入の書類及び資料の 1 部を税関申告登録した地の税関機関に提出する；

⁷ 設計時と比較して、原材料、エネルギーの消費量が 15%以上増えていない、という意味と思われる。

- b) 税関機関は、この条 1 項が規定する輸入の書類と資料が十分で、適式であり、鑑定証書が中古の生産ラインがこの決定 5 条の規定に適合すると結論している場合のみに規定に従った通関手続を行う。

第 8 条 中古の機械、設備輸入の書類、手順、手続

1. 輸入に必要な書類は以下のとおりである：

税関法の規定に従った輸入書類に加えて、企業は以下の資料を補充しなければならない：

- a) 企業の押印付きの企業登記証明書の写し。委託による輸入の場合は輸入委託文書がなくてはならない；
- b) 機械、設備が G 7 に属する国、又は大韓民国で製造された場合には、この決定 6 条が規定する指標に適合する機械、設備の製造年及び基準に関する機械、設備の製造者の確認文書の正本。確認文書は領事により合法化させられ、ベトナム語の翻訳文が添付されなければならない；
- c) 機械、設備が G 7 に属する国、又は大韓民国で製造されたが製造者の確認文書がない場合又は機械、設備が G 7 に属する国、又は大韓民国以外で製造された場合は、この決定 11 条が規定する各要請に適合する指定鑑定組織が発給した鑑定書。鑑定証書の内容はこの決定 10 条 1 項 a 号、b 号、c 号、d 号及び e 号の規定に従う。

2. 輸入に必要な手順、手続は以下のとおりである：

- a) 企業は、この条 1 項が規定する輸入の書類及び資料の 1 部を税関申告登録した地の税関機関に提出する；
- b) 税関機関は、この条 1 項が規定する輸入の書類と資料が十分で、適式である場合においてのみ、規定に従って通関手続を行う。この条 1 項 c 号が規定する鑑定証書が必要な場合には、鑑定証書が中古の機械、設備がこの決定 6 条の規定に適合すると結論していることが必要である。

3. 物品の保管は以下のとおりである：

- a) 中古の機械、設備が輸入されたが、この条 1 項の規定に従った輸入書類の提出時点において、企業がこの条 1 項 b 号の規定に従った製造者の確認文書を有しておらず、この条 1 項 c 号の規定に従った鑑定証書をまだ提供できていない場合、この決定にある規定に従った指定鑑定組織の確認文書がある機械、設備の鑑定サービス登録文書を税関機関に提出した後に、企業は税関法令の規定に従って物品を保管する；
- b) 機械、設備が保管された日から 30 日以内に、企業は税関機関に鑑定証書を提出しなければならない。税関機関は、この条 1 項が規定する輸入の書類と資料が十分で、適式であり、鑑定証書が中古の機械、設備がこの決定

6 条の規定に適合すると結論している場合のみに規定に従った通関手続を行う。

機械、設備の鑑定結果がこの決定 6 条の規定に適合しない場合は、税関範囲における行政違反処罰の規定に従って企業は処分される。

第 9 条 他の場合における中古の機械、設備の輸入

1. 企業がベトナムにおいて生産を現に行っており、生産活動の維持を保証するためにこの決定 6 条 1 項が規定する経過年数を越えた中古の機械、設備を輸入する必要性があり、残存している稼働能力（一定の時間内に機械、設備から製造できる生産品の数量に従って計算する）又は残存している稼働効率が設計時の稼働能力又は稼働効率と比較して 85%以上であり、原材料、エネルギーの消費量が設計時と比較して 15%を超えない場合は、企業は輸入許可を提議する書類 1 部を、直接、郵送又はオンライン公務ポータル⁸を通じて科学技術省に提出する。
2. 提議書類は以下からなる：
 - a) この決定に添付されて発行される付属文書 II が規定する中古の機械、設備の輸入許可を求める提議文書で、それによって、経営生産活動の維持を保証するために機械、設備を輸入しなければならない必要性、生産ラインにおいて輸入が予定される機械、設備の使用方式及び必要性が説明されるもの；
 - b) 企業の押印付きの企業登記証明書の写し；
3. 書類確認の手順、手続は以下のとおりである：
 - a) 規定に照らして書類が十分でなく⁹、適式でない場合は以下のように実施する：
 - －企業が科学技術省の書類受領部署に直接書類を提出した場合は、修正、補充を求めて直ちに企業に返還する；
 - －科学技術省の電子情報ポータルを通じて書類を受領した場合は、書類受領の時点から 8 営業時間以内に科学技術省は企業に修正、補充を提議する。
 - －郵送による書類を受領した場合、その受領の日から 2 営業日以内に科学技術省は企業に修正、補充を提議する。
 - b) 十分で適式な書類の受領日から 2 営業日以内に、科学技術省は提議文書の写しを添付した文書を各省、関連する省同格機関に送付して意見を求め

⁸ 「オンライン公務ポータル」の原文は công dịch vụ công trực tuyến である。

⁹ 「書類が十分でない (い)」の原文は chưa đầy đủ である。書類が足りないことを意味する。

る。必要がある場合には、科学技術省は輸入が提議された中古の機械、設備について専門家の意見を求める。

- c) 科学技術省の提議文書の受領日から 10 営業日以内に、各省、省同格機関、専門家は専門の範囲における機械、設備の輸入に関して意見をまとめ、企業の機械、設備の輸入の提案につき意見を述べる；
 - d) 各省、省同格機関、専門家からの意見の受領日から 3 営業日以内に、科学技術省は企業に文書で回答をする。機械、設備の輸入を承認しない場合は、明確に理由を述べる
4. 輸入に必要な書類、手順、手続は以下のとおりである：

a) 輸入の書類

税関法に従った輸入書類に加えて、企業はこの条 3 項の規定に従った中古の機械、設備の輸入を承認する科学技術省の文書を提出しなければならない；

b) 輸入の手順、手続

規定に従った通関手続きを実施するため、企業はこの a 項が規定する輸入の書類及び資料を、税関申告登録をした地の税関機関に提出する。

第四章 中古の機械、設備、生産ラインの鑑定活動

第 10 条 中古の機械、設備、生産ラインの鑑定証書

1. この決定が規定する中古の機械、設備、生産ラインの鑑定証書は、以下の各内容を含まなければならない：
- a) 中古の機械、設備の名称、製造された年、商標、番号、モデル名、生産国及び製造者名；
 - b) 鑑定日時、場所；
 - c) 鑑定時の中古の機械、設備、生産ラインの状態（稼働しているか否か）；
 - d) 鑑定方法、鑑定の過程；この決定 5 条 1 項の規定に従った生産ラインの適合性の評価又はこの決定 6 条 2 項の規定に従った機械、設備の適合性の評価に使用される、安全、省エネルギー及び環境保護（もしあれば）に関する国家技術基準（QCVN）、国家規格（TCVN）又は G7 に属する国又は大韓民国の国家規格の数及び名称；
中古の機械、設備、生産ラインに関連する、安全、省エネルギー及び環境保護（もしあれば）に関する国家技術基準（QCVN）、国家規格（TCVN）又は G7 に属する国又は大韓民国の国家規格がない場合は、それを鑑定証書に明確に記載しなければならない。

- d) 中古の生産ラインについては、この決定 5 条 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項が規定するそれぞれの指標と比較した鑑定結果の評定、評価及び中古の生産ラインがこの決定 5 条の規定と適合するか否かについての結論。5 条 5 項の指標については、国名、技術を使用する製造事業所の名称、連絡先住所、ウェブサイト（もしあれば）、稼働能力；
- e) 中古の機械、設備については、この決定 6 条 1 項、2 項が規定するそれぞれの指標と比較した鑑定結果の評定、評価及び中古の機械、設備がこの決定 6 条の規定と適合するか否かについての結論。
- g) この決定 9 条が規定する場合の機械、設備については、以下についての評定、評価：
- －機械、設備の技術の仕様；
 - －機械、技術の活動の状態；
 - －機械、設備の保守、整備の状態；
 - －この決定 6 条 2 項が規定する指標との適合性；
 - －安全、省エネルギー及び環境保護の規格への適合の程度；
 - －残存している稼働能力（一定の時間内に機械、設備から製造できる生産品の数量に従って計算する）又は残存している稼働効率の設計時との比較；
 - －原材料、エネルギーの消費率の設計時との比較；
 - －機械、設備の残存使用期間；
 - －機械の、設備の外側の全ての画像、主要な構造の画像、機械、設備に張り付けられた技術使用を表現する情報、ラベルの画像からなる機械、設備の色付きの画像
2. 鑑定証書の効力は、この決定の各規定を実施して承認される：
- a) 中古の生産ラインの鑑定については、証書の発給から生産ラインがベトナムの検問所に到着するまで 18 か月を超えない¹⁰。
- b) 中古の機械、設備については、証書の発給から機械、設備がベトナムの検問所に到着するまで 6 か月を超えない¹¹。

¹⁰ 中古の生産ラインの鑑定証書は、当該証書の発給から当該生産ラインのベトナムの検問所への到着が 18 か月以内である場合に当該証書の効力があるということ、換言すれば、鑑定証書の発給から 18 か月以内に当該生産ラインがベトナムの検問所に到着しなければならないという意味と思われる。

¹¹ 中古の機械、設備の鑑定証書は、当該証書の発給から当該機械、設備のベトナムの検問所への到着が 6 か月以内である場合に当該証書の効力があるということ、換言すれば、鑑定証書の発給から 6 か月以内に当該機械、設備がベトナムの検問所に到着しなければならないという意味と思われる。

3. この決定 5 条の規定する指標に従った中古の生産ラインの鑑定は輸出国において生産ラインが稼働した状態で実施しなければならない。

第 11 条 中古の機械、設備、生産ラインの鑑定組織指定の書類、手順、手続

1. 科学技術省は、各省、省同格機関と協働して、双方又は多方の合意¹²に従って中古の機械、設備、生産ラインの鑑定組織の指定、承認を行い、企業に周知して企業が選択できるように、指定、承認された各鑑定組織のリストを科学技術省の電子ポータル上で公開する。
2. 鑑定組織に対する要請は以下のとおりである。
 - a) 国内の鑑定組織に対して：

2016 年 7 月 1 日の適合性評価サービス経営条件に関して規定する政府議定 107/2016/ND-CP の規定に従った、機械、設備、生産ラインの鑑定範囲を含む鑑定活動登録証明書の発給を受けている。
 - b) 国外の鑑定組織に対して：

鑑定活動をする国の法令を順守し、機械、設備、生産ラインの鑑定につき、地域、国際公認組織による適合性評価結果の相互承認に参加した公認組織の公認を得る。
3. 指定についての登録書類及び手順、手続
 - a) 国内の鑑定組織指定の登録書類及び手順、手続は、議定 132/2008/ND-CP のいくつかの条項を修正、補充する 2018 年 5 月 15 日の政府議定 74/2018/ND-CP の 1 条 8 項によって修正、補充される、製品、物品品質法の施行詳細を規定する 2008 年 12 月 31 日の政府議定 132/2008/ND-CP の 18b 条、18d 条の規定に従って実施する；
 - b) 国外の鑑定組織指定の登録書類は、初回の指定については議定 132/2008/ND-CP のいくつかの条項を修正、補充する 2018 年 5 月 15 日の政府議定 74/2018/ND-CP の 1 条 8 項によって修正、補充される、製品、物品品質法の施行詳細を規定する 2008 年 12 月 31 日の政府議定 132/2008/ND-CP の 18b 条 1 項 a 号 c 号 d 号 e 号、指定範囲が変更、補充される場合については同議定の 18b 条 2 項 a 号 c 号 d 号 e 号の規定に従った書類、及び領事による合法化がされたベトナム語の翻訳文を添付した鑑定組織が活動登録した地の権限を有する外国の機関に鑑定活動の許可を求める文書の写し。書類内の各文書及び資料はベトナム語に翻訳されなければならない。

国外の鑑定組織指定の手順、手続は、議定 132/2008/ND-CP のいくつかの条項を修正、補充する 2018 年 5 月 15 日の政府議定 74/2018/ND-CP の 1

¹² 「双方又は多方の合意」の原文は *thỏa thuận thừa nhận song phương hoặc đa phương* である。合意の当事者が 2 人以上ということの意味する。

条 8 項によって修正，補充される，製品，物品品質法の施行詳細を規定する 2008 年 12 月 31 日の政府議定 132/2008/ ND-CP の 18d 条の規定に従う。

第五章 実施組織

第 12 条 科学技術省の責任

1. この決定及び関連を有する文書が規定する中古の機械，設備，生産ラインの輸入の管理活動を主宰し，各省，省同格機関，各省，中央直轄市の人民委員会と協働する。
2. 科学技術省の電子情報ポータル上で，各国が老朽化，低品質，環境汚染の惹起を理由とした排除を公表済みの中古の機械，設備，生産ラインのリストを公表する。
3. 各省，省同格機関，各省，中央直轄市の人民委員会と協働して，輸入された中古の機械，設備，生産ラインが稼働を始めた時及び法令の規定に従って違反処分をする時に，安全，エネルギーの省力化及び効率化，環境保護に関する規定を企業が順守しているか検査する。
4. 財政相と協働して，中古の機械，設備，生産ラインの輸入状況に関する統計を実施し，再輸出強制の違反，処罰があった場合に政府首相に報告する。
5. 中古の機械，設備，生産ラインの鑑定組織を指定，承認し，指定，承認された鑑定組織リストを科学技術省の電子情報ポータル上に公表する。
6. 法令の規定に従って指定，承認された鑑定組織の中古の機械，設備，生産ラインの鑑定活動を調査，検査することを主宰し，各省，省同格機関と協働する。

第 13 条 各省，省同格機関の責任

1. この決定を実施，展開するにあたり，科学技術省と協働する。
2. 社会—経済の発展状況に基づいて，専門範囲に関する国家管理を要請し，管理を担当する範囲に属するその他の中古の機械，設備，生産ラインの経過年数に関する指標を提案して，それらを科学技術省に送付し，科学技術省がそれらを総合して政府首相に提出し，それを政府首相が検討して決裁する。

第 14 条 中古の機械，設備，生産ラインを輸入する企業の責任

1. この決定の規定及び関連する各法規範文書の規定に従って中古の機械，設備，生産ラインを輸入する。
2. 権限を有する国家機関の検査を受ける；この決定及び関連する法規範文書が規定する違反行為に関して法令の下に責任を負う。

第 15 条 指定、承認された鑑定組織の責任

1. この決定の規定及び関連する各法規範文書の規定に従って中古の機械、設備、生産ラインを鑑定する。
2. 活動における独立、客観、科学の原則を保証する；鑑定に関する法令の規定を順守し、法令の下に鑑定結果の正確性について責任を負う；同時に、鑑定活動について国家管理機関の調査、検査を受ける。
3. 以下の各場合において、最新の鑑定証書の写し 1 部を鑑定証書署名の日から 15 日以内¹³に科学技術省に送付する：
 - a) 中古の生産ラインの鑑定；
 - b) この決定 10 条 1 項 d 号が規定する中古の機械、設備、生産ラインに関連する安全、省エネルギー及び環境保護に関する国家技術基準（QCVN）、国家規格（TCVN）又は G7 に属する国又は大韓民国の国家規格がないことが鑑定証書の内容として記載されている場合の、中古機械、設備の鑑定。
4. 毎年 12 月 15 日以前の定期、及び要請があった場合に、中古の機械、設備、生産ラインの鑑定状況の報告書を作成して科学技術省に送付する。

第 16 条 転換条項

1. この決定が施行効力を有する前に中古の機械、設備の輸入を規定する 2015 年 11 月 13 日の科学技術省通達 23/2015/TT-BKHCHN の 13 条の規定に従って科学技術省が輸入を許可した中古の機械、設備の書類につき、企業は引き続き通達 23/2015/TT-BKHCHN の 13 条の規定に従って輸入を行う。
2. この決定が施行効力を有する前に、中古の機械、設備の輸入を規定する 2015 年 11 月 13 日の科学技術省通達 23/2015/TT-BKHCHN の 13 条の規定に従って科学技術省が承認したが、この決定が施行効力を有する時点でまだ解決結果が出ていない中古の設備、機械の書類につき、企業は、その見解に従って¹⁴、企業は引き続き通達 23/2015/TT-BKHCHN の 13 条の規定により、又はこの決定の規定により、輸入を行う。
3. この決定が施行効力を有する前に、中古の機械、設備の輸入がある投資プロジェクトで通達 23/2015/TT-BKHCHN の 6 条 2 項の規定に従って輸入が行われ、投資登録証明書、投資方針決定の発給を得ているものについては、企業は引き続き通達 23/2015/TT-BKHCHN の規定に従って機械、設備の輸入を行うことができる。

¹³ 「15 日以内」の原文は *chậm nhất sau 15 ngày* であり、直訳すると「最も遅くて 15 日後」である。

¹⁴ 「企業は、その見解に従って」の原文は *theo đề xuất của doanh nghiệp* である。

4. この決定が発行された日から、各鑑定組織はこの決定に従った書類、能力及び指定の登録を準備することが奨励される。

通達 23/2015/TT-BKHCHN の規定に従って科学技術省が電子情報ポータル上に公開している鑑定組織は、この決定が施行効力を有した日から 60 日の間、この決定の規定に従って中古の機械、設備、生産ラインの鑑定活動を引き続き行う。

第 17 条 施行条項

1. この決定は 2019 年 6 月 15 日から施行効力を有する。
2. この決定に引用されている法規範文書が修正、補充又は取って変わられる場合、新しい文書に従う。
3. 実施の過程で問題、困難、紛糾が発生した場合、各機関、組織、企業は科学技術省に報告し、科学技術省がそれを総合して政府首相に報告し、それを政府首相が検討して決裁する。
4. 各省の大臣、省同格機関の長、政府に属する機関の長、各省、中央直轄市の人民委員会の主席、関連する各組織、個人はこの決定の施行に責任を負う。

首相に代わる署名
副首相
チン・ディン・ズン

付属書類 I

特定の範囲に属する機械、設備の経過年数に関する規定

(2019 年 4 月 19 日の政府首相決定 18/2019/QĐ-TTg に添付される)

| 番号 | 機械、設備の範囲名 ¹⁵ | HS コード | 超えてはならない経過年数 |
|----|--|--------|--------------|
| 1 | 機械 | | |
| a | カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー Các loại máy cán là hoặc máy cán ép phẳng kiểu trục lăn khác, trừ các loại máy dùng để cán, ép kim loại hoặc thủy tinh và các loại trục cán của chúng. | 84.20 | 20 |
| b | 転炉，取鍋，インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。） Lò thổi, nồi rót, khuôn đúc thổi và máy đúc, dùng trong luyện kim hay đúc kim loại. | 84.54 | 20 |
| c | 金属圧延機及びそのロール Máy cán kim loại và trục cán của nó. | 84.55 | 20 |
| d | レーザーその他の光子ビーム，超音波，放電，電気化学的方法，電子ビーム，イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 | 84.56 | 20 |

¹⁵ 本欄の和訳文は、全て、日本の財務省関税局のウェブサイトの「輸出統計品目表」のページ (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>) で公表されている 2020 年 1 月版の HS コード一覧の日本語表記を引用している。例を挙げれば、日本の財務省関税局のウェブサイト HS コード 84.20 に記載されている表現をこの一覧 HS コード 84.20 に引用している、ということである。ただし、ベトナム語原文とのニュアンスが異なる可能性があり得るので、念のためにベトナム語原文を和訳の下に併記することにする。

| | | | |
|---|---|-------|----|
| | Máy công cụ để gia công mọi loại vật liệu bằng cách bóc tách vật liệu, bằng các quy trình sử dụng tia laser hoặc tia sáng khác hoặc chùm phô-tông, siêu âm, phóng điện, điện hóa, chùm tia điện tử, chùm tia i-on hoặc quá trình xử lý plasma hồ quang; máy cắt bằng tia nước. | | |
| d | 金属加工用のマシニングセンター，ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン Trung tâm gia công, máy kết cấu một vị trí và máy nhiều vị trí gia công chuyên dịch để gia công kim loại. | 84.57 | 20 |
| e | 旋盤（ターニングセンターを含むものとし，金属切削用のものに限る。） Máy tiện (kể cả trung tâm gia công tiện) để bóc tách kim loại. | 84.58 | 20 |
| g | 金属用のボール盤，中ぐり盤，フライス盤，ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし，第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。） Máy công cụ (kể cả đầu gia công tổ hợp có thể di chuyển được) dùng để khoan, doa, phay, ren hoặc ta rô bằng phương pháp bóc tách kim loại, trừ các loại máy tiện (kể cả trung tâm gia công tiện) thuộc nhóm 84.58. | 84.59 | 20 |
| h | 研削盤，ホーニング盤，ラップ盤，研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし，第 84.61 項の歯切り盤，歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） | 84.60 | 20 |

| | | | |
|---|---|-------|----|
| | Máy công cụ dùng để mài bavia, mài sắc, mài nhẵn, mài khôn, mài rà, đánh bóng hoặc bằng cách khác để gia công hoàn thiện kim loại hoặc gồm kim loại bằng các loại đá mài, vật liệu mài hoặc các chất đánh bóng, trừ các loại máy cắt răng, mài răng hoặc gia công hoàn thiện bánh răng thuộc nhóm 84.61. | | |
| i | 平削り盤, 形削り盤, 立削り盤, ブローチ盤, 歯切り盤, 歯車研削盤, 歯車仕上盤, 金切り盤, 切断機その他の加工機械 (金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし, 他の項に該当するものを除く。) Máy bào, máy bào ngang, máy xọc, máy chuốt, máy cắt bánh răng, mài hoặc máy gia công răng lần cuối, máy cưa, máy cắt đứt và các loại máy công cụ khác gia công bằng cách bóc tách kim loại hoặc gồm kim loại, chưa được ghi hay chi tiết ở nơi khác. | 84.61 | 20 |
| k | 鍛造機, ハンマー, ダイスタンピングマシン, ベンディングマシン, フォールディングマシン, ストレートニングマシン, フラットニングマシン, 剪断機, パンチングマシン及びノッチングマシン (プレスを含むものとし, 金属加工用のものに限る。) 並びにその他のプレス (金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。) Máy công cụ (kể cả máy ép) dùng để gia công kim loại bằng cách rèn, gò hoặc dập khuôn; máy công cụ (kể cả máy ép) để gia công kim loại bằng cách uốn, gập, kéo thẳng, dát phẳng, cắt xén, đột dập hoặc cắt rãnh hình chữ V; máy ép để gia công kim loại hoặc carbide kim loại chưa được chi tiết ở trên. | 84.62 | 20 |

| | | | |
|---|--|----------|----|
| 1 | <p>その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）</p> <p>Máy công cụ khác để gia công kim loại hoặc gốm kim loại, không cần bóc tách vật liệu.</p> | 84.63 | 20 |
| m | <p>機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>Máy và thiết bị cơ khí có chức năng riêng biệt, chưa được chi tiết hay ghi ở nơi khác thuộc Chương này.</p> | 84.79 | 20 |
| 2 | 木材の製造，加工 | | |
| a | <p>木材用，紙パルプ用，紙用又は板紙用のもの</p> <p>Thiết bị dùng để sấy gỗ, bột giấy, giấy hoặc bìa</p> | 84.19.32 | 15 |
| b | <p>木材，コルク，骨，硬質ゴム，硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用，またくぎ打ち用，接着用その他の組立て用のものを含む。）</p> <p>Máy công cụ (kể cả máy đóng đinh, đóng ghim, dán hoặc lắp ráp bằng cách khác) dùng để gia công gỗ, lie, xương, cao su cứng, plastic cứng hay các vật liệu cứng tương tự</p> | 84.65 | 20 |
| c | <p>プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械</p> <p>Máy ép dùng để sản xuất tấm, ván ép từ xơ sợi hoặc dăm gỗ hay từ các vật liệu bằng gỗ khác và các loại máy khác dùng để xử lý gỗ hoặc lie.</p> | 84.79.30 | 20 |

本稿は 2020 年 4 月 15 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

| | | | |
|---|------------------------|-------|----|
| 3 | 紙, パルプの製造 | | |
| a | 機械及び機械設備 ¹⁶ | 84.39 | 20 |
| | Máy và thiết bị cơ khí | 84.40 | |
| | | 84.41 | |

*経過年数 (X) の計算方法: $X = \text{輸入した年} - \text{製造した年}$

経過年数は年で計算し、月で計算しない。

例: 設備 A は 2008 年 1 月に製造され、ベトナムに 2018 年 12 月に輸入された。

$X = 2018 - 2008 = 10$ (年)

¹⁶ 本欄には機械及び機械設備を意味する Máy và thiết bị cơ khí しか記載されていない。参考のために、日本の財務省関税局のウェブサイトの「輸出統計品目表」のページ

(<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>) で公表されている 2020 年 1 月版の HS コード一覧の日本語表記を引用すれば、84.39 が「繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械」、84.40 が「製本用機械 (製本ミシンを含む。)」。84.41 が「その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械 (切断機を含む。)」となる。

付属書類Ⅱ¹⁷

(2019年4月19日の政府首相決定18/2019/QĐ-TTgに添付される)

| | |
|-------------------------|---|
| 企業名 | ベトナム社会主義共和国 |
| TÊN DOANH NGHIỆP | CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM |
| ----- | 独立—自由—幸福 |
| | Độc lập - Tự do - Hạnh phúc |
| | ----- |

| | | | | |
|-----------|--------|------------|-------------|-----------|
| 番号 | 日 | 月 | 年 | |
| Số: |, | ngày | tháng | năm |

中古機械，設備の輸入の提議
V/v đề nghị nhập khẩu máy
móc, thiết bị đã qua sử dụng

科学技術省御中

Kính gửi: Bộ Khoa học và Công nghệ

1. 組織

Tổ chức.....

2. 納税番号 (タックスコード)

Mã số thuế.....

3. 住所

Địa chỉ:.....

4. 電話番号/ファクス番号

¹⁷ 実際の本書類作成時に参考にしていただくため、ベトナム語原文を併記する。

本稿は 2020 年 4 月 15 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

Số điện thoại/số fax:.....

5. 法的代表者

Người đại diện pháp luật:.....

6. 企業登記証明書番号

発給日

Giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp số:ngày cấp:.....

発給をした場所

nơi cấp:.....

7. 私たちは以下のような中古機械，設備を輸入する必要があります。

Chúng tôi có nhu cầu nhập khẩu máy móc, thiết bị đã qua sử dụng như sau:

| 番号 TT | 設備の名前 Tên thiết bị | 数量 Số lượng | 計算単位 Đơn vị tính | (想定上の) 価値 Giá trị (dự kiến) | 製造年 Năm sản xuất | 出力/効率 Công suất/hiệu suất | 製造した国/原産国 Nước sản xuất/xuất xứ | 注記 Ghi chú |
|----------|-----------------------|----------------|---------------------|--------------------------------------|---------------------|------------------------------|------------------------------------|---------------|
| | | | | | | | | |

8. 想定される輸入の時期

Thời gian dự kiến nhập khẩu:.....

9. 経営生産活動維持を保証するために機械，設備を輸入しなければならない必要性，輸入する機械，設備の使用計画及びテクノロジーチェーンにおける必要性に関する説明

Giải trình về sự cần thiết phải nhập khẩu máy móc, thiết bị để bảo đảm duy trì hoạt động sản xuất kinh doanh, phương án sử dụng và sự cần thiết của máy móc, thiết bị dự kiến nhập khẩu trong dây chuyền công nghệ:

.....

.....
.....
.....

以下の資料を添付して送付します：

Các tài liệu gửi kèm:

a) 企業の押印がある企業登記証明書の写し

Bản sao Giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp có đóng dấu của doanh nghiệp;

b) 鑑定組織から発給された鑑定証書

Chứng thư giám định được cấp bởi tổ chức giám định;

企業である.....は、中古機械、設備の輸入がベトナムにおける生産活動に直接的に役立つこと、機械、設備は、安全、省エネルギー、環境保護の要請に適合することを誓約します。この誓約及び提供する情報の正確性に関して法令の前に責任を負います。

Doanh nghiệp..... cam kết nhập khẩu máy móc, thiết bị đã qua sử dụng nêu trên để trực tiếp phục vụ hoạt động sản xuất tại Việt Nam; máy móc, thiết bị đáp ứng yêu cầu về an toàn, tiết kiệm năng lượng, bảo vệ môi trường; chịu trách nhiệm trước pháp luật về cam kết này và tính chính xác của các thông tin cung cấp./.

受領場所

-受領場所を書く；

-保管：

Nơi nhận:

- Như trên;

- Lưu:

企業の法的代表者

(署名押印)

**NGƯỜI ĐẠI DIỆN THEO PHÁP
LUẬT CỦA DOANH NGHIỆP**

(Ký tên, đóng dấu)

注意：企業は、輸入書類の登録し、文書による科学技術省からの輸入について承認を得た後に売買契約締結を勘案する必要がある。

本稿は 2020 年 4 月 15 日時点での仮和訳であり，今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

Lưu ý: Doanh nghiệp cần cân nhắc ký hợp đồng mua bán sau khi đã đăng ký hồ sơ nhập khẩu và được Bộ Khoa học và Công nghệ chấp thuận việc nhập khẩu bằng văn bản.